

川崎市消防職員分限・懲戒・訓戒等審議委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他に定めがあるもののほか、川崎市消防職員（以下「職員」という。）の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）に定める分限及び懲戒に関し、並びに懲戒を必要としない非違行為（以下「非違」という。）に関わる訓戒等の公正を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒等審議会)

第2条 前条の目的を達成するために、川崎市消防職員分限・懲戒・訓戒等審議委員会（以下「懲戒等審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 懲戒等審議会の組織は、次の各号によるものとし、その職には当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 警防部長、予防部長
- (3) 委員
 - ア 総務部 庶務課長、人事課長
 - イ 警防部 警防課長
 - ウ 予防部 予防課長
 - エ 消防長が指名する消防署長
- (4) 書記 総務部人事課人事係長

(委員長の責務等)

第4条 委員長は、会務を統括し、懲戒等審議会の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(審議事項)

第5条 この懲戒等審議会は消防長の諮問に基づき、職員の法に基づく分限及び懲戒並びに非違に関する事項を審議するものとする。

(非違に関わる処分の区分)

第6条 職員に行う処分は、次のとおりとする。

(1) 訓戒 非違の程度が戒告に相当する場合において、情状により、消防長が、その旨を記載した文書(以下「文書」という。)により行う処分をいう。

(2) 注意 非違の程度が訓戒に至らない場合において、消防長又は消防局の課長(主幹(課に所属する主幹を除く。))及び隊長を含む。)及び消防署長(以下「所属長」という。)が行う次の処分をいう。

ア 消防長注意 消防長が、部長又は所属長に対して文書又は口頭により行う処分をいう。

イ 所属長注意 所属長が、所属職員に対して文書又は口頭により行う処分をいう。

(会議)

第7条 委員長は、消防長から諮問を受けたときは、速やかに懲戒等審議会を開かなければならない。

2 懲戒等審議会は、委員長及び委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 懲戒等審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は招集によることを原則とするが、非違のうち、消防長が必要と認めたもの以外のものについては、書面回付により審議することができる。

(議事)

第8条 懲戒等審議会の議事は、非公開とし、書面審議によるものとする。ただし、必要があるときは、処分の対象となる者又は関係者を出席させ、意見

を求めることができる。

(除斥)

第9条 委員長、副委員長及び委員並びに書記は、自己又は親族及び婚姻並びに特別な関係を有する者に係る事実の審議に加わることができない。

(答申)

第10条 委員長は、審議の結果について書面をもって消防長に答申するものとする。

(非違に関わる処分の手続き及び方法)

第11条 職員の非違に関わる処分の手続き及び方法は、次のとおりとする。

(1) 消防長が訓戒を行う場合は、次によるものとする。

ア 部長又は所属長に訓戒を行う場合は、訓戒書(第1号様式)により行うものとする。

イ 部長又は所属長以外の職員に訓戒を行う場合は、訓戒書により行うとともに、所属長に処分書(第2号様式)をもって通知するものとする。

(2) 消防長又は所属長が注意を行う場合は、次によるものとする。

ア 消防長が文書による注意を行う場合は、注意書(第3号様式)により行うものとする。

イ 消防長は、所属長が行う文書による注意については処分書を、口頭による注意については通知書(第4号様式)をもって通知するものとする。

ウ 所属長が文書による注意を行う場合は、注意書により行うものとする。なお、前イによる所属職員に対する処分の結果については、処分結果報告書(第5号様式)により消防長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 12 月 12 日から施行する。

(施行日前の特例)

2 この要綱の施行以前に発生した事案で、かつ、この要綱によることが適当と認められるものについては、この要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行われた非違に関わる処分に関しては、なお従前の例による。

訓 戒 書

被処分者

年 月 日

川崎市消防長

印

第 2 号様式（第 1 1 条関係）

川消人 第 号
年 月 日

様

川崎市消防長 印

処 分 書

次の職員は、 について不都合な所為があったので、
川崎市消防職員分限・懲戒・訓戒等審議委員会要綱に規定する懲戒等審
議会に付し、同要綱第 6 条に規定する としてので通知する。

被処分者職氏名	

注 意 書

被処分者

年 月 日

川崎市消防長
（川崎市 消防署長
（局内所属長（補職名）

印
印）
）

第 4 号様式（第 1 1 条関係）

川消人 第 号
年 月 日

様

川崎市消防長 印

通 知 書

次の職員は、川崎市消防職員分限・懲戒・訓戒等審議委員会の答申に基づき、所属長口頭注意としたので通知する。

階 級	氏 名	件 名

第 5 号様式 (第 1 1 条関係)

川消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

所属長 (補職名)

処 分 結 果 報 告 書

被処分者 職・氏名			
採用年月日		勤 務 別	
表 級 号		処 分 日	
処分理由			
記 事			